

## 第7章 点検・整備

### 第1節 点検・整備の目的

水門・陸閘等管理システムを構成する設備の機能を維持するために、点検・整備を実施するものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、設備の機能を長期にわたり維持し、信頼性を確保することを目的として実施し、設備の疲労、劣化、損傷の有無等を確認し、必要に応じて部品等の交換を行うものである。

また、現場設備については、障害物等により操作時に支障をきたさないよう、周辺環境等を確認し、常に良好な状態に保つものとする。

## 第2節 点検・整備の方法

水門・陸閘等管理システムを構成する設備の点検・整備の方法は、設備の目的、機能等を考慮して定めるものとする。

### 【解説】

#### (1) 点検・整備要領

点検・整備には、定期点検、臨時点検があり、点検項目、点検内容、点検間隔等を定めた点検・整備要領を作成し、これに基づいて実施するものとする。

#### (2) 点検記録

点検記録は、当該設備・機器の経時変化の把握等に用い、設備更新、補修等の参考とする。

#### (3) 点検・整備方法に対する留意事項

対象となる設備の目的、機能等を考慮し、その設備に求められる機能を維持できるように、点検・整備の方法を定めること。

システムレベルによっては点検・整備に高度の専門知識を必要とするため、障害時の故障対応を含め、業者への委託等の方法も検討すること。

定期点検は、管理システムの機能を維持するため、少なくとも年1回実施すること。

落雷、その他の要因により、管理システムに障害が生じた恐れがある場合は、速やかに臨時点検を行うこと。

点検・整備、故障、復旧等については、記録様式および保管すべき期間を定めて、その記録を保管すること。

添付資料5に点検・整備の全参考事例を記載する。